

第20回大空町農業委員会総会議事録

令和7年1月30日 第20回大空町農業委員会総会は、大空町役場3階1号会議室に招集された。

1. 委員の出欠状況

(1) 出席者

1番 斎藤 宏幸	2番 上田 英樹	4番 吉田 牧子
5番 児山 高	6番 渡邊 恵二	7番 小川 一浩
9番 福田 重幸	12番 真鍋 剛	13番 佐々木 経一
14番 森 英章	15番 仲西 政克	16番 高橋 敬義
17番 長尾 照幸	18番 追分 敏行	19番 岡本 シゲ子
20番 遠藤 哲也	21番 佐野 一義	22番 先崎 教之
23番 丹羽 真治	24番 石田 正俊	

(2) 欠席者

3番 渡辺 誠	8番 福田 英信	10番 佐久間 仁
11番 増子 昭雄		

2. 職員等の出欠状況

事務局長 石川 大樹	主査 戸井 裕之	主事 仙石 陸
主事 中村 遥樹		

第20回大空町農業委員会総会議事録

午後3時00分

石川局長	<p>ご案内の時間がまいりましたので、それでは、ただ今から大空町農業委員会第20回総会を開催いたしたいと存じます。</p> <p>会議日程2、憲章朗読でございますが、現在インフルエンザなどの感染がいまだ増加傾向にあること、また本日の案件数が多数あることから、憲章朗読につきましては朗読を省略させていただきたいと存じますので、ご了承いただければと思います。</p> <p>次に、開催にあたりまして石田会長よりご挨拶申し上げます。</p>
石田会長	<p>遅くなりましたが、皆さん、新年明けましておめでとうございます。本年もよろしくお願ひいたします。</p> <p>本日は、雪の降る中、農業委員会第20回総会に皆様お忙しい中お集まりいただき、誠にありがとうございます。</p> <p>昨年は、元旦に能登半島沖地震、2日には海上保安庁機とJAL機の衝突事故が起こってしまい大変な年明けとなってしまいました。本年は、まとまった雪が大みそかから元旦に降りましたが、穏やかな年明けを迎えたのではないかと思っております。今年は1年を通して、穏やかに過ごせたら良いなと思っています。</p> <p>さて、22日に網走におきまして年金研修会、23日には清里町におきまして農業会議佐藤部長の研修、懇親会があり、出席された委員の皆様におかれましては、大変ご苦労さまでした。</p> <p>最後になりましたが、委員の皆様、ご家族様のご健康とご多幸、そして豊穣の秋を迎えられ心穏やかな1年を過ごされますことを御祈念申し上げ、簡単ではございますが総会前の挨拶といたします。</p> <p>この際、活動状況報告を行います。</p> <p>事務局長。</p>
石川局長	<p>12月23日開催の第19回総会後の活動状況報告について、お手元に配付の資料によりご説明いたします。</p> <p>(活動状況報告説明)</p>
石田会長	<p>ただ今より、第20回農業委員会総会を開催いたします。</p> <p>(午後3時06分)</p> <p>ただちに本日の会議を開きます。</p> <p>諸般の報告をいたさせます。</p> <p>事務局長。</p>

石川局長	<p>ただいまの出席委員は、20名であります。</p> <p>渡辺誠委員、福田英信委員、佐久間委員、増子委員から欠席の旨、ご連絡がありました。</p> <p>「大空町農業委員会会議規則第7条」の規定による在任する委員の過半数が出席していますので総会は成立しております。</p> <p>本総会に提出された案件は、議案第1号から議案第4号まで計58件であります。</p> <p>以上でございます。</p>
石田会長	<p>議事録署名委員の指名を行います。</p> <p>議事録署名委員は「会議規則第14条第2項」の規定に基づき議長において、22番先崎委員、23番丹羽委員を指名いたします。</p> <p>議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。</p> <p>所有権移転関係1番について、提案理由の説明を求めます。</p> <p>事務局。</p>
戸井主査	<p>議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」次のとおり、農地法（昭和27年法律第229号）第3条の規定による許可申請があったので、その可否について委員会の意見を求める。令和7年1月30日提出 大空町農業委員会会长 石田正俊。</p> <p>【議案第1号所有権移転関係1番朗読】</p> <p>この案件につきましては、賃借している農地の売買案件でございます。図面につきましては賃借地の売買のため省略しております。</p> <p>なお、議案第1号の農地法3条に関連する案件につきましては、全て農地法第3条第2項の許可できない項目に該当していないことを確認しておりますので、ご審議願います。</p> <p>以上です。</p>
石田会長 副委員長	<p>この件について、第1地区副委員長より補足説明があればお願ひします。</p> <p>当案件につきましては、ただ今の事務局の説明のとおりです。譲受人については、意欲的に営農しており、今までと作付け、利用形態が変わらないため、周辺農地への影響はないと思われます。</p> <p>以上です。</p>

石田会長	これより、所有権移転関係 1 番について質疑に入ります。
委員	(なしの声)
石田会長	これにて質疑を終了いたします。 これより、議案第 1 号所有権移転関係 1 番について採決します。 本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。
委員	(異議なしの声)
石田会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 次に所有権移転関係 2 番について、提案理由の説明を求めます。 事務局。
戸井主査	【議案第 1 号所有権移転関係 2 番朗読】 この案件につきましては、大空町が所有している農地の公売案件でございます。先月の総会で買受適格証明書を可決しまして、その後の入札により売買が決定しましたので、今回所有権移転の届け出を受けました。図面につきましては、1 ページに掲載しておりますので、ご確認ください。 以上でございます。
石田会長	この件について、第 2 地区委員長より補足説明があればお願ひします。
委員長	当案件につきましては、ただ今の事務局の説明のとおりです。 譲受人については、意欲的に営農しており、今までと作付け、利用形態が変わらないため、周辺農地への影響はないと思われます。 以上です。
石田会長	これより、所有権移転関係 2 番について質疑に入ります。
委員	(なしの声)
石田会長	これにて質疑を終了いたします。 これより、議案第 1 号所有権移転関係 2 番について採決します。 本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

委員	(異議なしの声)
石田会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 次に所有権移転関係 3 番について、提案理由の説明を求めます。 事務局。
仙石主事	【議案第 1 号所有権移転関係 3 番朗読】 この案件につきましては、譲受人が借り受けて耕作をしていた土地を売買する新規案件でございます。 図面につきましては省略をしておりますので、ご了承ください。 以上です。
石田会長	この件について、第 5 地区委員長より補足説明があればお願ひします。
委員長	当案件につきましては、ただ今の事務局の説明のとおりです。 譲受人については、意欲的に営農しており、今までと作付け、利用形態が変わらないため、周辺農地への影響はないと思われます。 以上です。
石田会長	これより、所有権移転関係 3 番について質疑に入ります。
委員	(なしの声)
石田会長	これにて質疑を終了いたします。 これより、議案第 1 号所有権移転関係 3 番について採決します。 本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。
委員	(異議なしの声)
石田会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 次に利用権設定関係 1 番について、提案理由の説明を求めます。 事務局。
戸井主査	【議案第 1 号利用権設定関係 1 番朗読】 この案件につきましては、借主の規模拡大に伴う新規案件となっております。図面については、2 ページに掲載しておりますのでご確認ください。

	以上です。
石田会長	この件について、第2地区委員長より補足説明があればお願ひします。
委員長	当案件につきましては、ただ今の事務局の説明のとおりです。 借主については、意欲的に営農しており、今までと作付け、利用形態が変わらないため、周辺農地への影響はないと思われます。 以上です。
石田会長	これより、利用権設定関係1番について質疑に入ります。
委員	(なしの声)
石田会長	これにて質疑を終了いたします。 これより、議案第1号利用権設定関係1番について採決します。 本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。
委員	(異議なしの声)
石田会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 次に利用権設定関係2番について、提案理由の説明を求めます。 事務局。
仙石主事	【議案第1号利用権設定関係2番朗読】 この案件につきましては、道路の線形改良に伴い、分断された農地の一部を借主に貸貸する新規案件でございます。図面につきましては、3ページに掲載をしておりますので、ご確認ください。 以上です。
石田会長	この件について、第4地区委員長より補足説明があればお願ひします。
委員長	当案件につきましては、ただ今の事務局の説明のとおりです。 借主については、意欲的に営農しており、今までと作付け、利用形態が変わらないため、周辺農地への影響はないと思われます。 以上です。

石田会長	これより、利用権設定関係 2 番について質疑に入ります。
○○委員	よろしいですか。
石田会長	○○委員。
○○委員	資料の番号が違うでしょ。 3 番でしょ？
仙石主事	<p>大変失礼いたしました。</p> <p>一部資料を訂正させていただきたいと思います。</p> <p>図面の位置図ですが、3 ページ、議案第 1 号 (2) - 3 となっている部分が、こちらは議案第 1 号 (2) - 2 番が正しいものとなっております。4 ページも一つずれまして議案第 1 号 (2) - 3 番となります。</p> <p>申し訳ございません、修正いただければと思います。</p>
石田会長	○○委員よろしいでしょうか。
○○委員	はい。
石田会長	それでは、地図の数字の訂正を皆さんよろしくお願ひいたします。 他に質疑はございませんか。
委員	(なしの声)
石田会長	<p>これにて質疑を終了いたします。</p> <p>これより、議案第 1 号利用権設定関係 2 番について採決します。</p> <p>本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。</p>
委員	(異議なしの声)
石田会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 次に利用権設定関係 3 番について、提案理由の説明を求めます。 事務局。
仙石主事	<p>【議案第 1 号利用権設定関係 3 番朗読】</p> <p>この案件につきましては、借主の規模拡大に伴う新規案件となっております。図面につきましては 4 ページに掲載をしておりますので、</p>

	ご確認ください。 以上です。
石田会長	この件について、第4地区委員長より補足説明があればお願ひします。
委員長	当案件につきましては、ただ今の事務局の説明のとおりです。借主については、意欲的に営農しており、今までと作付け、利用形態が変わらないため、周辺農地への影響はないと思われます。 以上です。
石田会長	これより、利用権設定関係3番について質疑に入ります。
委員	(なしの声)
石田会長	これにて質疑を終了いたします。 これより、議案第1号利用権設定関係3番について採決します。 本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。
委員	(異議なしの声)
石田会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 次に利用権設定関係4番について、提案理由の説明を求めます。 事務局。
仙石主事	【議案第1号利用権設定関係4番朗読】 この案件につきましては、経営移譲に伴う後継者への使用貸借案件となっております。そのため、図面のほうは省略しております。 以上です。
石田会長	この件について、第4地区委員長より補足説明があればお願ひします。
委員長	当案件につきましては、ただ今の事務局の説明のとおりです。借主については、意欲的に営農しており、今までと作付け、利用形態が変わらないため、周辺農地への影響はないと思われます。 以上です。

石田会長	これより、利用権設定関係4番について質疑に入ります。
委員	(なしの声)
石田会長	これにて質疑を終了いたします。 これより、議案第1号利用権設定関係4番について採決します。 本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。
委員	(異議なしの声)
石田会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 次に、利用権設定関係5番及び6番について、借主が同一です で、一括して提案理由の説明を求めます。 事務局。
仙石主事	【議案第1号利用権設定関係5番及び6番朗読】 これらの案件につきましては、経営移譲に伴う後継者への使用貸借 案件となっております。そのため、図面のほうは省略をさせていただ いております。以上です。
石田会長	この件について、第4地区委員長より補足説明があればお願ひしま す。
委員長	当案件につきましては、ただ今の事務局の説明のとおりです。 借主については、意欲的に営農しており、今までと作付け、利用形 態が変わらないため、周辺農地への影響はないと思われます。 以上です。
石田会長	これより、利用権設定関係5番及び6番について質疑に入ります。
委員	(なしの声)
石田会長	これにて質疑を終了いたします。 これより、議案第1号利用権設定関係5番及び6番について採決し ます。 本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。
委員	(異議なしの声)

石田会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 次に利用権設定関係 7 番について、提案理由の説明を求めます。 事務局。
仙石主事	<p>【議案第 1 号利用権設定関係 7 番朗読】</p> <p>この案件につきましては、経営移譲に伴う後継者への使用貸借案件となっております。そのため図面のほうは省略をさせていただいております。</p> <p>以上です。</p>
石田会長	この件について、第 4 地区委員長より補足説明があればお願ひします。
委員長	<p>当案件につきましては、ただ今の事務局の説明のとおりです。</p> <p>借主については、意欲的に営農しており、今までと作付け、利用形態が変わらないため、周辺農地への影響はないと思われます。</p> <p>以上です。</p>
石田会長	これより、利用権設定関係 7 番について質疑に入ります。
委員	(なしの声)
石田会長	<p>これにて質疑を終了いたします。</p> <p>これより、議案第 1 号利用権設定関係 7 番について採決します。</p> <p>本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。</p>
委員	(異議なしの声)
石田会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 次に利用権設定関係 8 番について、提案理由の説明を求めます。 事務局。
仙石主事	<p>【議案第 1 号利用権設定関係 8 番朗読】</p> <p>この案件につきましては、経営移譲に伴う後継者への使用貸借案件となっております。そのため図面のほうは省略をさせていただいております。</p> <p>以上です。</p>

石田会長	この件について、第5地区委員長より補足説明があればお願ひします。
委員長	<p>当案件につきましては、ただ今の事務局の説明のとおりです。</p> <p>借主については、意欲的に営農しており、今までと作付け、利用形態が変わらないため、周辺農地への影響はないと思われます。</p> <p>以上です。</p>
石田会長	これより、利用権設定関係8番について質疑に入ります。
委員	(なしの声)
石田会長	<p>これにて質疑を終了いたします。</p> <p>これより、議案第1号利用権設定関係8番について採決します。</p> <p>本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。</p>
委員	(異議なしの声)
石田会長	<p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。</p> <p>次に議案第2号「農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定による農用地利用集積計画の要請について」を議題とします。</p> <p>所有権移転関係1番について、提案理由の説明を求めます。</p> <p>事務局。</p>
戸井主査	<p>議案第2号「農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定による農用地利用集積計画の要請について」農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第15条第4項の規定により、下記のとおり大空町長に対し、農用地利用集積計画を定めるよう要請することについて審議を求める。令和7年1月30日提出 大空町農業委員会会長 石田正俊。</p> <p>【議案第2号所有権移転関係1番朗読】</p> <p>この案件につきましては、賃借地の売買案件でございます。1月17日に第2地区農業委員により、あっせん会が行われております。図面につきましては賃借地の売買のため省略しております。</p> <p>なお、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に適合していることを確認しております。</p> <p>以上です。</p>

石田会長	この件について、第2地区委員長より補足説明があればお願ひします。
委員長	当案件につきましては、ただ今の事務局の説明のとおりです。 譲受人については、意欲的に営農しており、今までと作付け、利用形態が変わらないため、周辺農地への影響はないと思われます。 以上です。
石田会長	これより、所有権移転関係1番について質疑に入ります。
委員	(なしの声)
石田会長	これにて質疑を終了いたします。 これより議案第2号所有権移転関係1番について採決します。 本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。
委員	(異議なしの声)
石田会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 次に利用権設定関係1番について、提案理由の説明を求めます。 事務局。
仙石主事	【議案第2号利用権設定関係1番朗読】 この案件につきましては、借主の経営継承に伴う新規案件となっております。図面につきましては省略をさせていただいております。 農業経営基盤強化促進法第18条第3項に適合していることを確認しております。 以上です。
石田会長	この件について、第4地区委員長より補足説明があればお願ひします。
委員長	当案件につきましては、ただ今の事務局の説明のとおりです。 借主については、意欲的に営農しており、今までと作付け、利用形態が変わらないため、周辺農地への影響はないと思われます。 以上です。
石田会長	これより、利用権設定関係1番について質疑に入ります。

委員	(なしの声)
石田会長	<p>これにて質疑を終了いたします。</p> <p>これより議案第2号利用権設定関係1番について採決します。</p> <p>本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。</p>
委員	(異議なしの声)
石田会長	<p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。</p> <p>ここで農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により、○○委員の退席を求めます。</p> <p>暫時休憩とします。</p>
	(○○委員退席)
石田会長	<p>休憩前に引き続き、会議を再開します。</p> <p>次に利用権設定関係2番について、提案理由の説明を求めます。</p> <p>事務局。</p>
中村主事	<p>番号2番から20番までの案件につきましては、第2地区に係る農地更新の案件となっております。1月17日、20日、21日におきまして、第2地区農業委員によりあっせん会を実施しております。</p> <p>全ての案件で、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に適合していることを確認しておりますので、よろしくお願ひいたします。</p> <p>なお、更新案件のため図面のほうは省略しております。それでは番号2番のご説明をいたします。</p>
	<p>【議案第2号利用権設定関係2番朗読】</p> <p>この案件につきましては更新案件となります。</p> <p>以上です。</p>
石田会長	これより、利用権設定関係2番について質疑に入ります。
委員	(なしの声)
石田会長	<p>これにて質疑を終了いたします。</p> <p>これより議案第2号利用権設定関係2番について採決します。</p> <p>本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。</p>

委員	(異議なしの声)
石田会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 暫時休憩とします。
	(○○委員着席)
石田会長	休憩前に引き続き、会議を再開します。 次に利用権設定関係3番及び4番について、貸主が同一ですので、一括して提案理由の説明を求めます。 事務局。
中村主事	【議案第2号利用権設定関係3番及び4番朗読】 これらの案件につきましても更新案件となります。 以上です。
石田会長	これより、利用権設定関係3番及び4番について質疑に入ります。
委員	(なしの声)
石田会長	これにて質疑を終了いたします。 これより議案第2号利用権設定関係3番及び4番について採決します。 本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。
委員	(異議なしの声)
石田会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 次に利用権設定関係5番について、提案理由の説明を求めます。 事務局。
中村主事	【議案第2号利用権設定関係5番朗読】 この案件につきましても更新案件となります。 以上です。
石田会長	これより、利用権設定関係5番について質疑に入ります。
委員	(なしの声)

石田会長	これにて質疑を終了いたします。 これより議案第2号利用権設定関係5番について採決します。 本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。
委員	(異議なしの声)
石田会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 次に利用権設定関係6番から9番までについて、貸主が同一ですので、一括して提案理由の説明を求めます。 事務局。
中村主事	【議案第2号利用権設定関係6番から9番朗読】 これらの案件につきましても、更新案件となります。 以上です。
石田会長	これより、利用権設定関係6番から9番までについて質疑に入ります。
委員	(なしの声)
石田会長	これにて質疑を終了いたします。 これより議案第2号利用権設定関係6番から9番までについて採決します。 本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。
委員	(異議なしの声)
石田会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 次に利用権設定関係10番から12番までについて、貸主が同一ですので、一括して提案理由の説明を求めます。 事務局。
中村主事	【議案第2号利用権設定関係10番から12番朗読】 これらの案件につきましても更新となります。 以上です。
石田会長	これより、利用権設定関係10番から12番までについて質疑に入ります。

委員	(なしの声)
石田会長	<p>これにて質疑を終了いたします。</p> <p>これより、議案第2号利用権設定関係10番から12番までについて採決します。</p> <p>本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。</p>
委員	(異議なしの声)
石田会長	<p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。</p> <p>次に利用権設定関係13番及び14番について、貸主が同一ですので、一括して提案理由の説明を求めます。</p> <p>事務局。</p>
中村主事	<p>【議案第2号利用権設定関係13番から14番朗読】</p> <p>これらの案件につきましても更新案件となります。</p> <p>以上です。</p>
石田会長	<p>これより、利用権設定関係13番及び14番について質疑に入ります。</p>
委員	(なしの声)
石田会長	<p>これにて質疑を終了いたします。</p> <p>これより、議案第2号利用権設定関係13番及び14番について採決します。</p> <p>本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。</p>
委員	(異議なしの声)
石田会長	<p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。</p> <p>次に利用権設定関係15番から17番までについて、貸主が同一ですので、一括して提案理由の説明を求めます。</p> <p>事務局。</p>
中村主事	<p>【議案第2号利用権設定関係15番から17番朗読】</p> <p>これらの案件につきましても更新案件となります。</p> <p>以上です。</p>

石田会長	これより、利用権設定関係 15 番から 17 番までについて質疑に入ります。
委員	(なしの声)
石田会長	これにて質疑を終了いたします。 これより、議案第 2 号利用権設定関係 15 番から 17 番までについて採決します。 本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。
委員	(異議なしの声)
石田会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 次に利用権設定関係 18 番について、提案理由の説明を求めます。 事務局。
中村主事	【議案第 2 号利用権設定関係 18 番朗読】 この案件につきましても更新案件となります。 以上です。
石田会長	これより、利用権設定関係 18 番について質疑に入ります。
委員	(なしの声)
石田会長	これにて質疑を終了いたします。 これより議案第 2 号利用権設定関係 18 番について採決します。 本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。
委員	(異議なしの声)
石田会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 次に利用権設定関係 19 番について、提案理由の説明を求めます。 事務局。
中村主事	【議案第 2 号利用権設定関係 19 番朗読】 この案件につきましても更新案件となります。 以上です。

石田会長	これより、利用権設定関係 19 番について質疑に入ります。
委員	(なしの声)
石田会長	これにて質疑を終了いたします。 これより議案第 2 号利用権設定関係 19 番について採決します。 本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。
委員	(異議なしの声)
石田会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 次に利用権設定関係 20 番について、提案理由の説明を求めます。 事務局。
中村主事	【議案第 2 号利用権設定関係 20 番朗読】 この案件につきましても更新案件となります。 以上です。
石田会長	これより、利用権設定関係 20 番について質疑に入ります。
委員	(なしの声)
石田会長	これにて質疑を終了いたします。 これより議案第 2 号利用権設定関係 20 番について採決します。 本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。
委員	(異議なしの声)
石田会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 次に利用権設定関係 21 番について、提案理由の説明を求めます。 事務局。
仙石主事	21 番から 33 番までの案件につきましては、第 4 地区及び第 5 地区に係る農地更新の案件となっております。第 4 地区におきましては 12 月 10 日、第 5 地区におきましては 12 月 2 日にあっせん会を実施しております。全ての案件で、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項に適合していることを確認しております。 なお、更新案件のため、図面は省略をさせていただいております。

	<p>それでは説明いたします。</p> <p>【議案第2号利用権設定関係21番朗読】 この案件につきましては更新案件となります。 以上です。</p>
石田会長	これより、利用権設定関係21番について質疑に入ります。
委員	(なしの声)
石田会長	これにて質疑を終了いたします。 これより議案第2号利用権設定関係21番について採決します。 本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。
委員	(異議なしの声)
石田会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 次に利用権設定関係22番について、提案理由の説明を求めます。 事務局。
仙石主事	【議案第2号利用権設定関係22番朗読】 この案件につきましても更新案件となります。 以上です。
石田会長	これより、利用権設定関係22番について質疑に入ります。
委員	(なしの声)
石田会長	これにて質疑を終了いたします。 これより議案第2号利用権設定関係22番について採決します。 本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。
委員	(異議なしの声)
石田会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 次に利用権設定関係23番及び24番について、借主が同一ですので、一括して提案理由の説明を求めます。 事務局。

仙石主事	<p>【議案第2号利用権設定関係23番及び24番朗読】</p> <p>これらの案件につきましても更新案件となります。</p> <p>以上です。</p>
石田会長	<p>これより、利用権設定関係23番及び24番について質疑に入ります。</p>
委員	(なしの声)
石田会長	<p>これにて質疑を終了いたします。</p> <p>これより議案第2号利用権設定関係23番及び24番について採決します。</p> <p>本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。</p>
委員	(異議なしの声)
石田会長	<p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。</p> <p>次に利用権設定関係25番について、提案理由の説明を求めます。</p> <p>事務局。</p>
仙石主事	<p>【議案第2号利用権設定関係25番朗読】</p> <p>この案件につきましても更新案件となります。</p> <p>以上です。</p>
石田会長	<p>これより、利用権設定関係25番について質疑に入ります。</p>
委員	(なしの声)
石田会長	<p>これにて質疑を終了いたします。</p> <p>これより議案第2号利用権設定関係25番について採決します。</p> <p>本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。</p>
委員	(異議なしの声)
石田会長	<p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。</p> <p>次に利用権設定関係26番について、提案理由の説明を求めます。</p> <p>事務局。</p>

仙石主事	<p>【議案第 2 号利用権設定関係 2 6 番朗読】</p> <p>この案件につきましても更新案件となります。</p> <p>以上です。</p>
石田会長	これより、利用権設定関係 2 6 番について質疑に入ります。
委員	(なしの声)
石田会長	<p>これにて質疑を終了いたします。</p> <p>これより議案第 2 号利用権設定関係 2 6 番について採決します。</p> <p>本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。</p>
委員	(異議なしの声)
石田会長	<p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。</p> <p>次に利用権設定関係 2 7 番について、提案理由の説明を求めます。</p> <p>事務局。</p>
仙石主事	<p>【議案第 2 号利用権設定関係 2 7 番朗読】</p> <p>この案件につきましても更新案件となります。</p> <p>以上です。</p>
石田会長	これより、利用権設定関係 2 7 番について質疑に入ります。
委員	(なしの声)
石田会長	<p>これにて質疑を終了いたします。</p> <p>これより議案第 2 号利用権設定関係 2 7 番について採決します。</p> <p>本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。</p>
委員	(異議なしの声)
石田会長	<p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。</p> <p>次に利用権設定関係 2 8 番について、提案理由の説明を求めます。</p> <p>事務局。</p>
仙石主事	<p>【議案第 2 号利用権設定関係 2 8 番朗読】</p> <p>この案件につきましても更新案件となります。</p> <p>以上です。</p>

石田会長	これより、利用権設定関係 28 番について質疑に入ります。
委員	(なしの声)
石田会長	これにて質疑を終了いたします。 これより議案第 2 号利用権設定関係 28 番について採決します。 本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。
委員	(異議なしの声)
石田会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 次に利用権設定関係 29 番から 31 番までについて、貸主が同一でするので、一括して提案理由の説明を求めます。 事務局。
仙石主事	【議案第 2 号利用権設定関係 29 番から 31 番朗読】 これらの案件につきましても更新案件となります。 以上です。
石田会長	これより、利用権設定関係 29 番から 31 番までについて質疑に入ります。
委員	(なしの声)
石田会長	これにて質疑を終了いたします。 これより議案第 2 号利用権設定関係 29 番から 31 番までについて採決します。 本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。
委員	(異議なしの声)
石田会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 次に利用権設定関係 32 番について、提案理由の説明を求めます。 事務局。
仙石主事	【議案第 2 号利用権設定関係 32 番朗読】 この案件につきましても更新案件となります。 以上です。

石田会長	これより、利用権設定関係 3 2 番について質疑に入ります。
委員	(なしの声)
石田会長	これにて質疑を終了いたします。 これより議案第 2 号利用権設定関係 3 2 番について採決します。 本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。
委員	(異議なしの声)
石田会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 ここで農業委員会等に関する法律第 3 1 条第 1 項の規定により、○ ○委員の退席を求めます。 暫時休憩とします。
	(○○委員退席)
石田会長	休憩前に引き続き、会議を再開します。 次に利用権設定関係 3 3 番について、提案理由の説明を求めます。 事務局。
仙石主事	【議案第 2 号利用権設定関係 3 3 番朗読】 この案件につきましても更新案件となります。 以上です。
石田会長	これより、利用権設定関係 3 3 番について質疑に入ります。
委員	(なしの声)
石田会長	これにて質疑を終了いたします。 これより議案第 2 号利用権設定関係 3 3 番について採決します。 本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。
委員	(異議なしの声)
石田会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 暫時休憩とします。

	(○○委員着席)
石田会長	<p>休憩前に引き続き、会議を再開します。</p> <p>次に議案第3号「農業経営基盤強化促進法第16条の規定による買入協議の要請について」を議題とします。</p> <p>1番について、提案理由の説明を求めます。</p> <p>事務局。</p>
仙石主事	<p>議案第3号「農業経営基盤強化促進法第16条の規定による買入協議の要請について」農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第15条第1項及び同条第2項に基づく調整を行った結果、農地中間管理機構による買入れが必要であると認め、下記のとおり大空町長に対し買入協議の通知をするよう要請することについて審議を求める。令和7年1月30日提出 大空町農業委員会会长 石田正俊。</p>
	<p>【議案第3号1番朗読】</p> <p>この件につきましては、新規案件となっております。</p> <p>あっせんの申し出を受け、1月17日に第3地区農業委員によりあっせん会を行ったところ、農業公社の農地売買支援事業を活用したいとの申し出がありまして、協議したところ、公社への買入協議要請が適当、と至ったところであります。</p> <p>なお、公社買入後の一時貸付予定者につきましては、大成地区の○○氏となってございます。</p> <p>図面については5ページに掲載をしておりますので、ご参照ください。</p> <p>以上です。</p>
石田会長	<p>この件について、第3地区委員より補足説明があればお願ひします。</p>
委員	<p>この案件につきまして申出のあった農用地の利用調整を図りましたが、協議が整わず、5年間農地中間管理機構に保有していただき、その後買い入れすることが適当と判断しました。</p> <p>以上です。</p>
石田会長	これより1番について質疑に入ります。
委員	(なしの声)

石田会長	これにて質疑を終了いたします。 これより議案第3号1番について採決します。 本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。
委員	(異議なしの声)
石田会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 次に2番について、提案理由の説明を求めます。 事務局。
仙石主事	<p>【議案第3号2番朗読】</p> <p>この案件につきましては新規案件となっております。</p> <p>あっせんの申し出を受け、1月17日に第3地区農業委員によりあっせん会を行ったところ、農業公社の農地売買支援事業を活用したいとの申し出がありまして、協議いたしましたところ、公社への買入協議要請が適当、と至ったところであります。公社買入後の一時貸付予定者については、大成地区の○○氏となっております。</p> <p>図面については、6ページに掲載をしておりますので、ご参照ください。</p> <p>以上です。</p>
石田会長	この件について、第3地区委員より補足説明があればお願ひします。
委員	<p>この案件につきまして申出のあった農用地の利用調整を図りましたが、協議が整わず、5年間農地中間管理機構に保有していただき、その後買い入れすることが適当と判断しました。</p> <p>以上です。</p>
石田会長	これより2番について質疑に入ります。
委員	(なしの声)
石田会長	これにて質疑を終了いたします。 これより議案第3号2番について採決します。 本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。
委員	(異議なしの声)

石田会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 次に3番について、提案理由の説明を求めます。 事務局。
仙石主事	<p>【議案第3号3番朗読】</p> <p>この案件につきましては2番の内容と内容は同様となっております。</p> <p>あっせんの申し出を受け、1月17日に第3地区農業委員によりあっせん会を行ったところ、農業公社の農地売買支援事業を活用したいとの申し出がありまして、協議いたしましたところ、公社への買入協議要請が適当、と至ったところであります。なお、公社買入後の一時貸付予定者については、大成地区の○○氏となっております。</p> <p>図面については、7ページに掲載をしておりますので、ご参照ください。</p> <p>以上です。</p>
石田会長	この件について、第3地区委員より補足説明があればお願ひします。
委員	<p>この案件につきまして申出のあった農用地の利用調整を図りましたが、協議が整わず、5年間農地中間管理機構に保有していただき、その後買い入れすることが適当と判断しました。</p> <p>以上です。</p>
石田会長	これより3番について質疑に入ります。
委員	(なしの声)
石田会長	<p>これにて質疑を終了いたします。</p> <p>これより議案第3号3番について採決します。</p> <p>本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。</p>
委員	(異議なしの声)
石田会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 次に4番について、提案理由の説明を求めます。 事務局。

仙石主事	<p>【議案第3号4番朗読】</p> <p>この案件につきましては新規案件となっております。</p> <p>あっせんの申し出を受け、1月17日に第3地区農業委員によりあっせん会を行ったところ、農業公社の農地売買支援事業を活用したいとの申し出がありまして、協議したところ、公社への買入協議要請が適当、と至ったところであります。</p> <p>なお、公社買入後の一時貸付予定者については、大成地区の○○氏となってございます。図面については8ページに掲載をしておりますので、ご参照ください。</p> <p>以上です。</p>
石田会長	<p>この件について、第3地区委員より補足説明があればお願ひします。</p>
委員	<p>この案件につきまして申出のあった農用地の利用調整を図りましたが、協議が整わず、5年間農地中間管理機構に保有していただき、その後買い入れすることが適当と判断しました。</p> <p>以上です。</p>
石田会長	<p>これより4番について質疑に入ります。</p>
委員	<p>(なしの声)</p>
石田会長	<p>これにて質疑を終了いたします。</p> <p>これより議案第3号4番について採決します。</p> <p>本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。</p>
委員	<p>(異議なしの声)</p>
石田会長	<p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。</p> <p>次に5番について、提案理由の説明を求めます。</p>
事務局。	
仙石主事	<p>【議案第3号5番朗読】</p> <p>この案件につきましては新規案件となっております。</p> <p>あっせんの申し出を受け、11月13日に第5地区農業委員によりあっせん会を行ったところ、農業公社の農地売買支援事業を活用したいとの申し出がありまして、協議したところ、公社への買入協議要請が適当、と至ったところでございます。</p>

	<p>公社買入後の一時貸付予定者については、本郷地区の○○氏となっております。図面については、9ページに掲載をしておりますので、ご参照ください。</p> <p>以上です。</p>
石田会長	<p>この件について、第5地区委員長より補足説明があればお願ひします。</p>
委員長	<p>この案件につきまして申出のあった農用地の利用調整を図りましたが、協議が整わず、5年間農地中間管理機構に保有していただき、その後買い入れすることが適当と判断しました。</p> <p>以上です。</p>
石田会長	<p>これより5番について質疑に入ります。</p>
委員	<p>(なしの声)</p>
石田会長	<p>これにて質疑を終了いたします。</p> <p>これより議案第3号5番について採決します。</p> <p>本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。</p>
委員	<p>(異議なしの声)</p>
石田会長	<p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。</p> <p>次に議案第4号 「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」を議題とします。</p> <p>所有権移転関係1番から3番までについて、譲受人が同一ですので、一括して提案理由の説明を求めます。</p> <p>事務局。</p>
中村主事	<p>議案第4号 「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により、大空町より決定を求められた下記の農用地利用集積計画について、議決を求める。令和7年1月30日提出 大空町農業委員会会長 石田正俊。</p> <p>【議案第4号所有権移転関係1番朗読】</p> <p>1番の案件につきましては、特例事業に伴う農業公社との買入に係</p>

	る案件となってございます。10月の総会におきまして買入協議の要請について議決をいただいております。
仙石主事	<p>【議案第4号所有権移転関係2番及び3番朗読】</p> <p>2番及び3番の案件につきましては、特例事業に伴う農業公社との買入に係る案件となっております。</p> <p>2番の案件につきましては12月の総会において、3番の案件につきましては11月の総会において買入協議の要請について議決をいただいております。</p> <p>以上です。</p>
石田会長	これより所有権移転関係1番から3番までについて質疑に入ります。
委員	(なしの声)
石田会長	<p>これにて質疑を終了いたします。</p> <p>これより議案第4号所有権移転関係1番から3番までについて採決します。</p> <p>本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。</p>
委員	(異議なしの声)
石田会長	<p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。</p> <p>次に利用権設定関係1番から5番までについて、貸主が同一ですので、一括して提案理由の説明を求めます。</p> <p>事務局。</p>
仙石主事	<p>【議案第4号利用権設定関係1番から5番朗読】</p> <p>これらの案件につきましては、11月の総会において公社買入の議決をいただいている案件となっております。</p> <p>今後の買い受け農家である〇〇氏、〇〇氏、〇〇氏、〇〇氏、〇〇氏、計5件の一時貸付けに係るものでございます。</p> <p>以上です。</p>
石田会長	これより利用権設定関係1番から5番までについて質疑に入ります。

委員	(なしの声)
石田会長	<p>これにて質疑を終了いたします。</p> <p>これより議案第4号利用権設定関係1番から5番までについて採決します。</p> <p>本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。</p>
委員	(異議なしの声)
石田会長	<p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。</p> <p>次に報告第1号「専決事項の報告について」を議題とします。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
仙石主事	<p>報告第1号「専決事項の報告について」大空町農業委員会会議規則(平成20年農業委員会規則第1号)第18条の規定により、会長専決事項で処理した案件について次のとおり報告する。令和7年1月30日提出 大空町農業委員会会長 石田正俊。</p> <p>【報告第1号朗読】</p> <p>以上です。</p>
石田会長	この件について何かご意見ございませんか。
委員	(なしの声)
石田会長	<p>これにて報告第1号については終了いたします。</p> <p>以上をもちまして、本日の総会に付議された議案はすべて終了いたしました。これで総会を閉じます。</p> <p>ご苦労様でした。</p>
	(午後4時32分終了)